

研究員の眼

マイナンバーカード紛失時に知っておくべきリスクと対処法

芋づる式に情報は抜き出されるのか

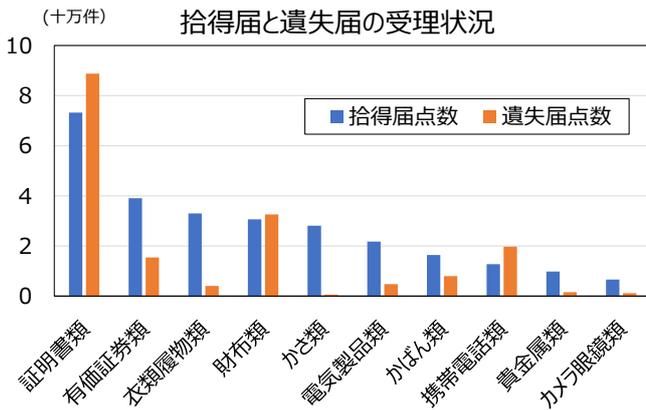
総合政策研究部 研究員 河岸 秀叔
(03)-3512-1835 kawagishi@nli-research.co.jp

1——「あ、マイナンバーカードがない！」

マイナンバーカードの紛失経験はあるだろうか。マイナンバーカードは様々な情報に紐づいている。紛失すれば紐づけた情報が全て漏洩するのでは…と不安に思っても不思議ではない。

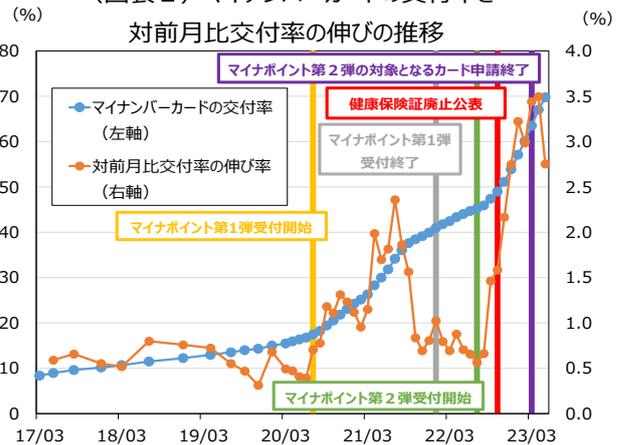
警察庁の遺失物取扱状況によると、証明書類は日本で最も多く遺失届が受理されている（図表1）。また、マイナンバーカードの交付数も増えつづけており、既に国民の約7割が交付を受けた（図表2）。交付の増加とともに、今後、健康保険証との一体化でマイナンバーカードを持ち出す機会が増えれば、カード紛失の増加は避けられないだろう。そこで本稿では、マイナンバーカード紛失時の情報漏洩リスクや、取るべき行動について整理し、マイナンバーカードを持ち歩く際に注意すべき点を考えたい。

（図表1）主な物品の拾得届と遺失届の受理状況



（資料）警視庁「遺失物取扱状況（令和4年度中）」

（図表2）マイナンバーカードの交付率と対前月比交付率の伸びの推移



（注）対前月比交付率の伸び率は、対象月の交付率とその前月の交付率の差。また、対前月比のうち、2020年以前は交付率の公表が毎月ごとではなかったため、対前回公表比の数字。マイナンバーカード第1弾は21年末に終了も、22年1月より、同じ特典を「マイナンバーカード第2弾」として付与していた。そのため、マイナンバーカード第1弾の終了時期は記載していない。また、マイナンバーカード第2弾は、独自施策が追加された22年6月末を「受付開始」としている。
（資料）総務省「マイナンバーカードの交付状況について」

2—— マイナンバーカードには、どのような個人情報が含まれているのか

マイナンバーカードのうち、個人情報を含む箇所は①表面、②裏面、③ ICチップの3つだ。表面には、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）と顔写真¹、裏面には氏名と生年月日に加え、マイナンバーが数字とQRコードで表示されている。また、裏面に搭載されたICチップにも、個人情報が格納されている。

マイナンバーとマイナンバーカードの違いについても説明したい。マイナンバーは住民票コードを変換した12桁の数字だ。社会保障・税・災害の3分野における手続や情報連携の際、行政や公的性格を有する機関（健康保険組合など）、一部の事業者によって、主に個人の正確な識別のために用いられる。言うなれば国民一人一人に与えられた背番号だ。一方で、マイナンバーカードはマイナンバーを記載した顔写真付き証明書（プラスチックカード）で、対面・オンライン上での本人確認が主な機能だ。まとめると、マイナンバーは個人の識別を、マイナンバーカードはその個人の本人確認を可能にするツールである。

3—— マイナンバーカードを落としたら

1 | ①表面 カードに記載された個人情報の漏洩となりすまし(対面)のリスクがある

マイナンバーカードを紛失すれば、取得者には①表面と②裏面の情報が漏洩する。つまり、①顔や名前、住所が割れる上に、②「〇〇（紛失者）さんのマイナンバーは××（数字12桁）である」、とマイナンバーも特定される。では、①②のケースでは、どのようなリスクが生じうるのだろうか。

①表面には、主に基本4情報及び顔写真が記載されている。漏洩すれば、他の顔写真付き公的証明書の紛失と同様に、ストーキング被害を受ける可能性などが考えられる。また、対面でのなりすましも想像される。

対面でのなりすましについて、総務省は「顔写真入りのため対面での悪用は困難」と指摘する²が、これは目視が間違わないという前提に立ったものだ。事実、逮捕された被疑者が他人名義のマイナンバーカードを提示し、なりすまされた人物を誤認起訴した例がある³。顔が似ていたこと、カード記載情報を正確に説明できたことで誤認したという。同様の事態は他の顔写真付き公的証明書でも発生しうる。マイナンバーカードが特別に対面でのなりすましに弱いわけではないが、いずれにしてもリスク自体は否定できないだろう。

2.1 | ②裏面 マイナンバーからカード記載以外の個人情報が直ちに漏洩するわけではない。

次に、②裏面の情報、特にマイナンバーを用いた悪用のリスクを考えたい。まず、マイナンバーカードが第三者に拾得されると個人のマイナンバーが特定されてしまう。そこで問題となるのが、そのマイナンバーと紐づけた他の個人情報が拾得した第三者に漏洩するのかどうかという点だ。年金記録や口座情報などの情報が第三者に不正に閲覧されれば、マイナンバーカードの紛失は大きなリスクに

¹ その他、①電子証明書の有効期限②セキュリティコード③サインパネル領域（改姓など、新情報記載欄）④臓器提供意思表示欄がある。

² マイナポイントの仕組みとマイナンバーカードのセキュリティ対策。総務省 HP. https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/security_measures/. (2023-06-20 閲覧)

³ 古川幸奈・三上健太郎・安元久美子.なりすまし：タイ人少女、日本人の身分証でなりすまし 見抜けず逮捕、起訴 大阪府警・地検 確認不十分. 毎日新聞大阪朝刊.2023-04-13

なりうる。

実際、マイナンバーカードだけでは、マイナンバーと紐づいた情報へのアクセスは困難だと考えられる。カードを拾得した第三者が落とし主のマイナンバーを特定できたとしても、マイナンバーは個人を識別する番号に過ぎないため、検索性を持つマイナンバーと個人情報のまとまり（「特定個人情報ファイル」という）にアクセスできなければ、基本的に他の情報を引き出しようがないからだ。以上から、マイナンバーカードを紛失した場合、それを拾得した第三者が特定個人情報ファイルにアクセスできるか否かが、②の被害を考える上で重要な鍵を握ることになる。そこで、どのような人物が特定個人情報ファイルにアクセスできるのか考えたい。

2.2 | ②裏面 マイナンバーを利用可能な事務と事務実施者の範囲

マイナンバーは、個人情報保護法令⁴（一般法）に優先する番号法⁵（特別法）で保護されており、その主な特徴として、マイナンバーの利用範囲や利用者を厳格に限定することが挙げられる。

マイナンバーを利用できる範囲は、個人番号利用事務又は、個人番号関係事務に指定された事務に限定されている。個人番号利用事務は、税・社会保障・災害に関する行政手続のことを指す（2023年6月時点⁶）。その主たる事務実施者は行政や公的性格を有する機関（健康保こと合など）で、児童手当や年金給付事務など、マイナンバーを扱う行政手続全般の事務が該当する。一方、個人番号関係事務は、個人番号利用事務に関連して行う補助的な事務を指し、主に民間事業者が事務実施者になる。事務の例には、自社の従業員に関して、企業が税務署に提出する法定調書へのマイナンバーの記入などが挙げられる。

番号法では、2つの事務に該当する業務を個別具体的に定めた上で、その利用対象者を指定している。つまり、番号法上、特定個人情報ファイルにアクセスできる人物は、こうした個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者に限られる。例えば、税務署なら所得・経費情報、自治体福祉課なら福祉情報を閲覧することができる。また、民間企業者でも給与担当者ならマイナンバーをもとに自社の社員の給与・扶養家族の状況などを調べることができる（水町 2015）。

2.3 | ②裏面 利用と管理に対する規制

事務実施者に該当する人物にマイナンバーカードを取得されれば、特定個人情報ファイルから落とし主を特定し、マイナンバーに紐づく情報が漏れ出る可能性がある。一部の例外⁷を除き、事務実施者によるマイナンバーの目的外利用は認められていない。不正な利用を排除する対策として、番号法はマイナンバーの管理について厳しい制限を課している。本稿では、特に関連性の高い規定について述べる。

不正を排除するための規定の代表例として、安全管理措置の実施と、個人情報保護委員会（以下、

⁴ 個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立法人等個人情報保護法、その他地方公共団体が定める個人情報保護条例

⁵ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」のことを指す。

⁶ 23年6月に改正番号法が成立し、税・社会保障・税の利用範囲の拡大が決まった。ただし、具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正を要するため、誰もが好き勝手利用できるようになるわけではない。

⁷ 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき」又は、「激震災害時であって一定の要件を満たす場合」

委員会)の存在が挙げられる。事務事業者は、マイナンバーの管理について、「個人番号上、滅失又は毀損の防止、その他の個人番号の安全管理のために必要かつ適切な措置」(安全管理措置)を講じなければならない⁸。その運用方法については、委員会の「ガイドライン⁹」が補足しており、例えば事務実施者は、システムログの記録など、マイナンバーの利用状況が適切か検証可能な環境などを整える必要がある。

また、委員会が監視の目を光らせている。委員会は、事務実施者に指導・勧告・立ち入り検査を行う権限を有し、マイナンバーの取扱を監視している。その上、国や地方公共団体¹⁰は、原則として特定個人情報ファイルの管理方法やリスク対策を自己評価する情報保護評価を実施し、委員会の承認を得なければならない。以上のように、点検可能な管理と監視により、悪用の防止・対応策が整備されている。

2.4 | ②裏面 人間が取り扱う以上、情報漏洩リスクは常に存在する。

それでも、事務実施者による悪用の余地は存在する。実際に、岩手県釜石市では市職員がマイナンバーを含む住基データを私用端末に持ち出し、市民の保育料の減免申請や離婚歴、市職員の診断書などの閲覧が発覚した。毎日新聞の報道などによると¹¹、釜石市では情報が適切に管理されず、全職員が住基データにアクセスできたという。その他にも、民間事業者から、営業活動で不正使用する目的で、マイナンバーや給与情報が不正に持ち出された例もある¹²。結局は人間のやることで、情報漏洩リスク自体は否定できない。

なお、こうしたリスクはマイナンバーに特有でない。旧来の行政記録情報でも、同様に個人の氏名・住所などの特定が可能だ。ただし、マイナンバーがあれば極めて正確に個人を識別できるという点のみ、従来と異なる。

2.5 | ②裏面 マイナンバーが洩れたとしても、紐づけた情報が芋づる式に漏洩することは考えにくい

マイナンバーカード特有の問題として、マイナンバーが漏洩すると紐づけた情報が芋づる式に全て漏洩する、という誤解がある。例えば、政府の共通データベースには紐づいた情報が集められ、ここに不正アクセスすれば、特定人物の情報を全て抜き出すことができるという具合だ。

⁸ 個人情報保護令でも安全管理措置は義務付けられているが、同令では後述の利用状況記録が義務ではないなど一部の規定に違いがある。

⁹ 個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編/行政機関編)」

¹⁰ 後述の情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、事業者も情報保護評価を実施する必要がある。

¹¹ 釜石市個人情報漏えい調査委員会報告書. 釜石市 HP. 2023-05-01

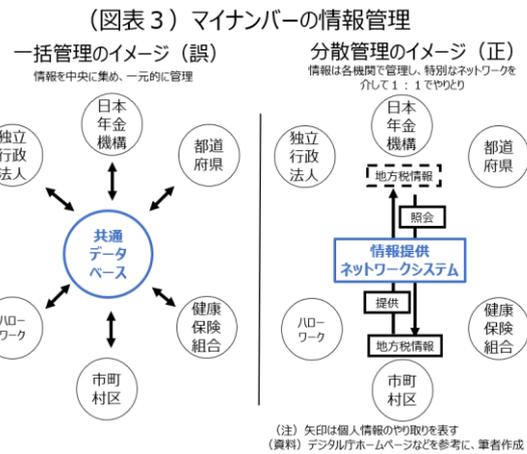
奥田伸一.全住民3万人超の個人情報持ち出し 釜石市職員が簡単にできたワケ. 毎日オンライン. 2022-06-19
市職員、個人情報盗み見 「ちゃっかり減免申請」「相当がめつい」岩手・釜石.朝日新聞デジタル.2023-05-02

¹² 顧客のマイナンバー情報、元勤務先から不正に持ち出す…税理士ら2人逮捕.読売オンライン.2022-01-19

ただ、マイナンバーが漏洩しただけでは、情報を芋づる式に抜き出すことは難しい。マイナンバーに紐づく情報は、政府が中央に情報を集めているのではなく、従来通りの機関が各々情報管理する分散管理の仕組みを採用しているからだ（図表3）。例えば、日本年金機構が管理してきた情報にマイナンバーが紐づいたとしても、従来通り日本年金機構が管理を行う。また、情報連携の際はインターネットと接続しない情報連携ネットワークシステムと呼ばれる回線で行う。

こうした仕組みのもとでは、仮にA社・B市・C組合から、Dという人物の情報を抜き出すには、A社・B市・C組合各々に不正アクセスし、Dの情報を盗み出す必要がある。

これまで見てきたように、マイナンバーが漏洩した場合、情報管理の仕組み上では芋づる式に漏洩しない建付けになっている。ただし、それでも広範囲な個人情報が一気に漏れるリスクは存在する。これについては、後述（3.2節）で詳しく述べる。



3.1 | ③ICチップ マイナンバーカードの表裏面とほぼ同じ個人情報しか入っていない

マイナンバーカードを紛失して③ICチップを読み取られた場合も、更なる情報漏洩に繋がる可能性は低い。表裏面に既に記載されている情報を除き、プライバシー性の高い情報はICチップには入っていないからだ。ICチップは、以下の4つのアプリケーション（以下、AP）と、空き領域で構成されている（図表4）。

(図表4) マイナンバーカードのICチップの仕組み



- ① JPKI-AP: オンラインの本人確認や行政手続で、なりすましやデータ改ざんがないことを証明する AP
- ② 券面事項確認 AP: マイナンバーカードの偽装・改ざんの有無を確認するための AP
- ③ 券面事項入力補助 AP: 手続の際、個人番号や基本4情報のテキストデータを利用するための AP
- ④ 住基 AP: 住基ネット関係事務の際、住民票コードのテキストデータを利用するための AP

AP 内には、表裏面記載情報以外にプライバシー性の高い個人情報に含まれていない。また、総務省によれば、IC チップから情報を抜き出そうとすると、IC チップが自動的に破損する仕組みとなっていることを踏まえると、個人情報が漏洩する可能性は低いと言える。

3.2 | ③IC チップ マイナンバーカードとパスワードが同時に漏れると危険がある

JPKI-AP を用いれば、例えばマイナポータルへのログインやパスポートの更新手続きなど、本人確認を要する手続きをオンライン上で行うことが可能だ。こうした仕組みはマイナンバーカードの読取とパスワードの入力を求めることで、アクセス者の本人性や申請の真正性を担保している。このように利便性が高まる反面、第三者にマイナンバーカードとパスワードが同時に漏洩すれば、第三者がオンライン上でなりすましをすることが可能だ。例えば、マイナポータルに不正にログインされれば、図表5のような個人情報を取得される恐れがある。

マイナンバーカードには4種類のパスワードがあり、うちマイナポータルへのログインや行政手続きに用いるのは、利用者証明用電子証明書¹³のパスワード(数字4桁、主にログインに利用)と署名用電子証明書¹⁴のパスワード(英数字6から16桁、主に行政手続きに利用)の2つだ。不正使用防止のため、前者は3回連続で、後者は5回連続で誤入力をするるとロックされる。しかし、生年月日など推測が容易なパスワードでは、パスワードを突破され、なりすまし被害にあう恐れがある。パスワードはなるべくユニークに設定し、既に推測容易なパスワードを設定している場合は、役所での変更手続きを強く推奨する。

(図表5) マイナポータルで取得できる主な個人情報

分野	取得できる情報	具体的な情報例
健康・医療	健康保険証情報	保険者名・被保険者・番号・枝番など
	診療・薬剤情報	医療機関・薬局における診療やお薬・処方・調剤の情報
	予防接種	自治体が保有する予防接種の実施に関する情報
税・所得・口座情報	税・所得	本人の所得及び個人住民税に関する情報
	公金受取口座	銀行名、支店名、口座番号、及び口座名義カナなど
世帯情報	世帯情報	本人の住民票記録情報
子ども・子育て	児童手当	児童手当の支払額・支給年月などの情報
	ひとり親家庭	ひとり親家庭向けの児童扶養手当・自立支援金などの給付情報
	母子保健	妊娠届の情報・妊産婦・乳幼児の健康診断情報、未熟児の養育医療費の給付情報
福祉・介護	障害者福祉	障害者手帳、療養介護、自立支援に関する給付情報
	介護・高齢者福祉	介護保険に関する、受給者基本情報、高額医療合算介護サービス費、自己負担額証明書情報など
	生活保護	支給年月日、支給額、就労自立給付金、進学準備給付金の支給情報など
雇用保険・労災	雇用保険	雇用保険、教育訓練給付金に関する情報
	労災補償	労災災害、地方公務員災害に関する給付情報

(注) 取得できる情報は、個人の属性(年齢、性別、住まい)によって異なる場合がある。
総務省の記載に則り、「障害」の表記を使用している。

(資料) 総務省「マイナポータルホームページ」より筆者作成

4—— 紛失したら、機能停止と番号変更の手続きを行うべき

マイナンバーカードを紛失し、情報漏洩の可能性が認められる場合は、速やかに機能を停止して、マイナンバーの変更することが重要だ。マイナンバーが漏洩し、不正に用いられる恐れがある場合、マイナンバーの変更手続きを行うことができる。具体的には、以下の2ステップを踏むことになる。

¹³ 住民票のコンビニ交付やマイナポータルのログインなど、「ログインした者が、利用者本人であること」を証明する証明書。公的個人認証サービスによる電子証明書。総務省 HP。

¹⁴ e-taxでの電子申告やパスポートの更新手続きなどに用いる、「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明する証明書。公的個人認証サービスによる電子証明書。総務省 HP。

- (1) マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に連絡し、機能の停止手続を行う
- (2) 警察に遺失届を提出後、受理証・受理番号などを持って役所に行き、再交付・番号変更手続を行う

5— おわりに

マイナンバーカード単体を紛失した場合、対面でのなりすましや更なる情報漏洩に繋がる可能性がある。ただし、その多くが、既存の公的証明書でも起こりうるリスクでもあり、マイナンバーカードの紛失リスクが特別に高いとまでは言えないだろう。ただし、マイナンバーカードとAPのパスワードが同時に漏洩すれば、芋づる式に情報が漏洩する可能性がある。また、想定外の事態がないとも言い切れない。紛失時は、速やかな機能停止・番号変更手続が推奨される。

このように、マイナンバーカードが他の顔写真付き公的証明書と決定的に異なるのはパスワードの重要性だ。漏洩が被害に繋がる、紛失時の対応方法という意味では、クレジットカードやキャッシュカードに似ているようにも思える。マイナンバーカードを携行するならば、これらのカードと同じように、大切に、だが過度に恐れず管理するのが良いのではないか。

他方、マイナ保険証が他人の情報と紐づけられるなど、マイナンバー制度の信頼を損なう事態が続いている。利便性が向上したとしても、国民からの信頼なしには、無用の長物となりかねない。マイナンバーカードの携行・利用増が見込まれるから今だからこそ、一層丁寧な対応を期待したい。

【参考文献】

水町雅子.やさしい番号法入門.商事法務.2014-02-10.第1版

水町雅子.あなたのマイナンバーへの疑問に答えます.中央経済社.2015-09-20.第1版

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。